

別表 1

バリアフリー化設備

設	備	項	目
① 乗車券購入の円滑化	点字運賃表、情報提供表示器		
② 改札口の改良	拡幅改札口（施設購入費を除く）、非接触自動改札システム（施設購入費を除く）		
③ 旅客移動の円滑化	誘導・警告ブロック、エレベーター、エスカレーター、スロープ、階段昇降機、段差解消装置、ムービングウォーク、手すり、音声触知図案内板、点字案内板、誘導チャイム、音声誘導装置、情報提供表示器		
④ 旅客乗降場の改良	転落防止柵、ホームドア、転落検知マット、情報提供表示器、誘導・警告ブロック		
⑤ 付帯設備の整備	多機能トイレ		

別表 2

補助対象経費の範囲及び区分

補助対象経費の区分	範囲
1. 本工事費	バリアフリー化設備の設置等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)とする。
2. 附帯工事費	バリアフリー化設備の整備に伴う建物の改修等(通路、階段等の新設、移設及び改築等)に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。
3. 補償費	物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。
4. 事務費	補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除が出来ない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第6号に当該補助対象事業完了年度の消費税確定申告書等を添付して提出するものとする。